

福島市市民活動活性化支援事業補助金審査について

第1 審査の概要

審査は、各対象事業部門ごとに、申請者より提出された申請書類及び申請内容の確認を行う。確認後、補助金の申請内容の審査及び評価を行い、補助事業者を選定する。

第2 審査の実施方法

1 委員

- ・審査委員会は、委員6名以内をもって組織する。
- ・委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。
 - (1) 学識経験者等
 - (2) 行政職員
 - (3) その他市長が必要と認める者

2 委員長及び副委員長

- ・審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- ・委員長は、審査委員会を代表し会務を総理する。
- ・副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

3 審査委員会

- ・審査委員会は委員長が招集し、会議の座長となる。
- ・委員長が必要と認めるときは、会議に関係者等の出席を求め意見等を求めることができる。

4 審査会

審査会は、市民活動スタート部門、市民活動活性化部門事業発展コース、市民活動活性化部門事業連携コースの順に実施するものとする。

申請者より提出された申請書類等に基づき、書類の内容及び要件の確認等を行なう。

5 評価方法

- (1) 評価は5段階評価とし、審査基準表（別紙）により審査基準の項目毎に採点する。
- (2) 審査会終了後、各審査項目の評価点数を合計し、更に審査委員全員の合計点を集計した後、平均値を算出する。
- (3) 審査委員会委員の親族等深い関りのある者からの応募については、当該審査委員は評価することができない。

6 審査の決定

書類の内容及び確認が終了した後、審査結果を決定する。

5の評価結果に基づき、その平均値の高い順に補助対象活動を決定する。ただし、審査基準の項目中いずれかの平均値が著しく低い場合は、この限りでない。

決定は、予算の範囲内において行う。集計の結果同位となった場合は、審査基準の項目中公益性の平均値の高い方を優先する。それによっても、決しない場合又は、審査決定に当たり定めのない事項については、審査委員会において協議しこれを決定する。

7 審査結果の通知

審査委員会終了後、審査基準の項目毎に算出した評価結果並びに審査結果を通知する。

8 市長への審査結果報告

審査結果については、決定後速やかに書面を持って市長へ報告するものとする。

審 査 基 準 表

※ 評価基準

5点	高く評価できる
4点	「高く評価できる」と「普通」の間の評価
3点	普通
2点	「普通」と「評価できない」の間の評価
0点	評価できない

審査の審査基準及び評価基準は、下表のとおりとする。

(1) 市民活動スタート部門

審査項目	審 査 基 準	点数
公益性	団体の設立目的と事業は、地域や社会の現状に照らし、必要かつ重要なものであるか。	5点 ×2
実現性	計画、実施体制、収支予算が適切であり実現可能な事業であるか。	5点
有効性	一過性の事業ではなく、団体の目的に適合し、団体の組織基盤強化につながる事業であるか。	5点
公開性	団体の活動について広報し、会員や賛同者を増やす可能性のある事業か。	5点
合 計 (25 点満点)		

(2) 市民活動活性化部門(事業発展コース)

審査項目	審 査 基 準	点数
公益性	地域や社会の現状に照らし、必要かつ重要な事業であるか。	5点 ×2
実現性	計画、実施体制、収支予算が適切であり、実現可能な事業であるか。	5点
有効性	一過性の事業ではなく、団体の将来ビジョンと整合性があり、団体の持続・発展に資する事業であるか。	5点
公開性	団体の活動について広報し、会員や賛同者を増やす可能性のある事業か。	5点
波及性	事業の直接の対象者だけでなく、広く市民に影響を及ぼし得る事業であるか。	5点
合 計 (30 点満点)		

(3) 市民活動活性化部門 (事業連携コース)

審査項目	審査基準	点数
公益性	地域や社会の現状に照らし、必要かつ重要な事業であるか。	5点 ×2
共創性	複数の団体が連携して取り組む必要があり、地域や社会の課題の改善または解決が期待できる事業か。	5点
実現性	計画、実施体制、収支予算が適切であり、実現可能な事業であるか。	5点
有効性	それぞれの団体の目的に適合し、さらなる団体の強化につながる事業であるか。	5点
主体性	それぞれの団体の役割分担及び責任が明確になっているか。	5点
波及性	事業の直接の対象者だけでなく、広く市民に影響を及ぼし得る事業であるか。	5点
合 計 (35 点満点)		